

翠峰山

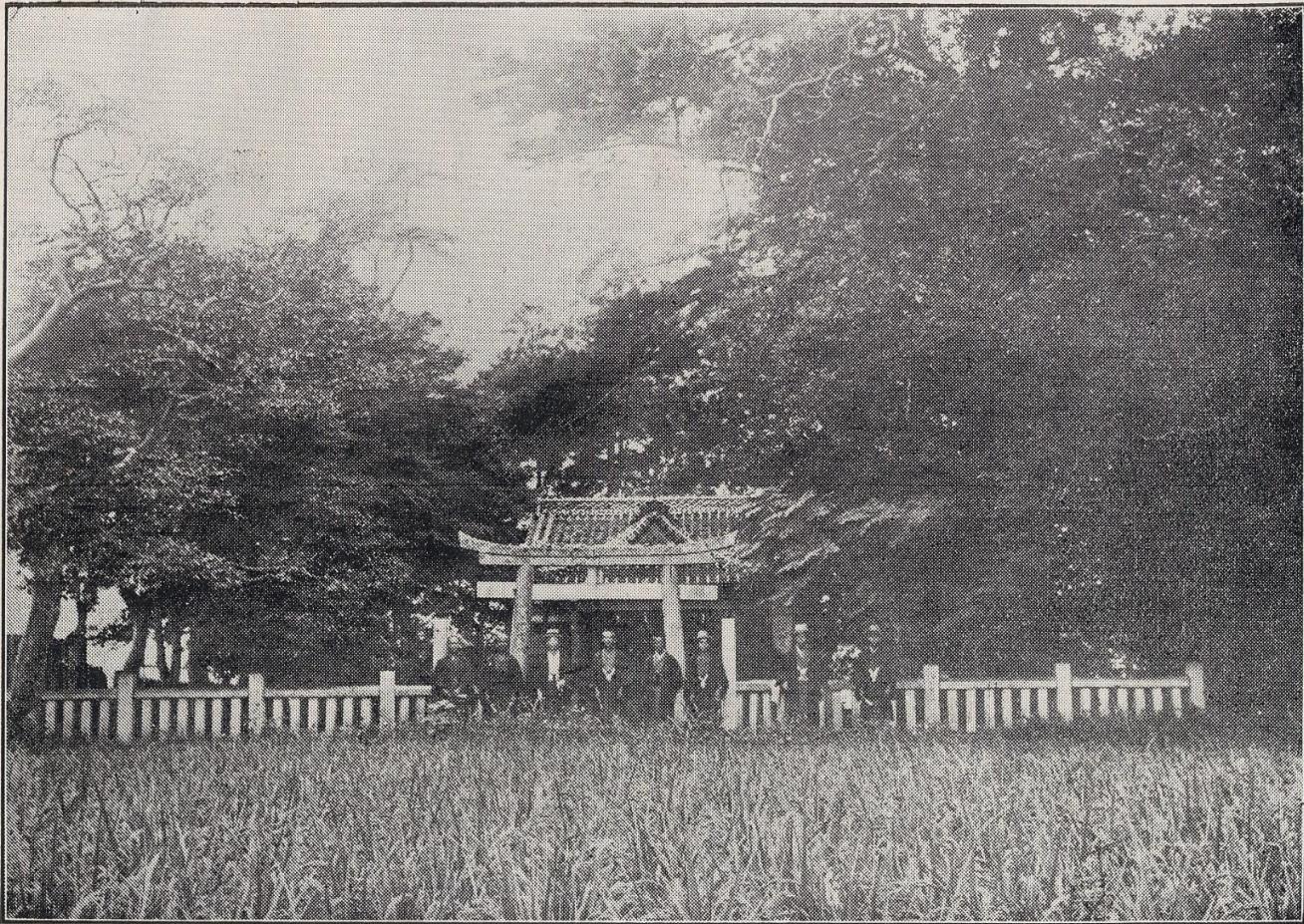


柳森神社  
村社  
明理川の起源  
佐原

村社 柳森神社々記

附明理川の起源

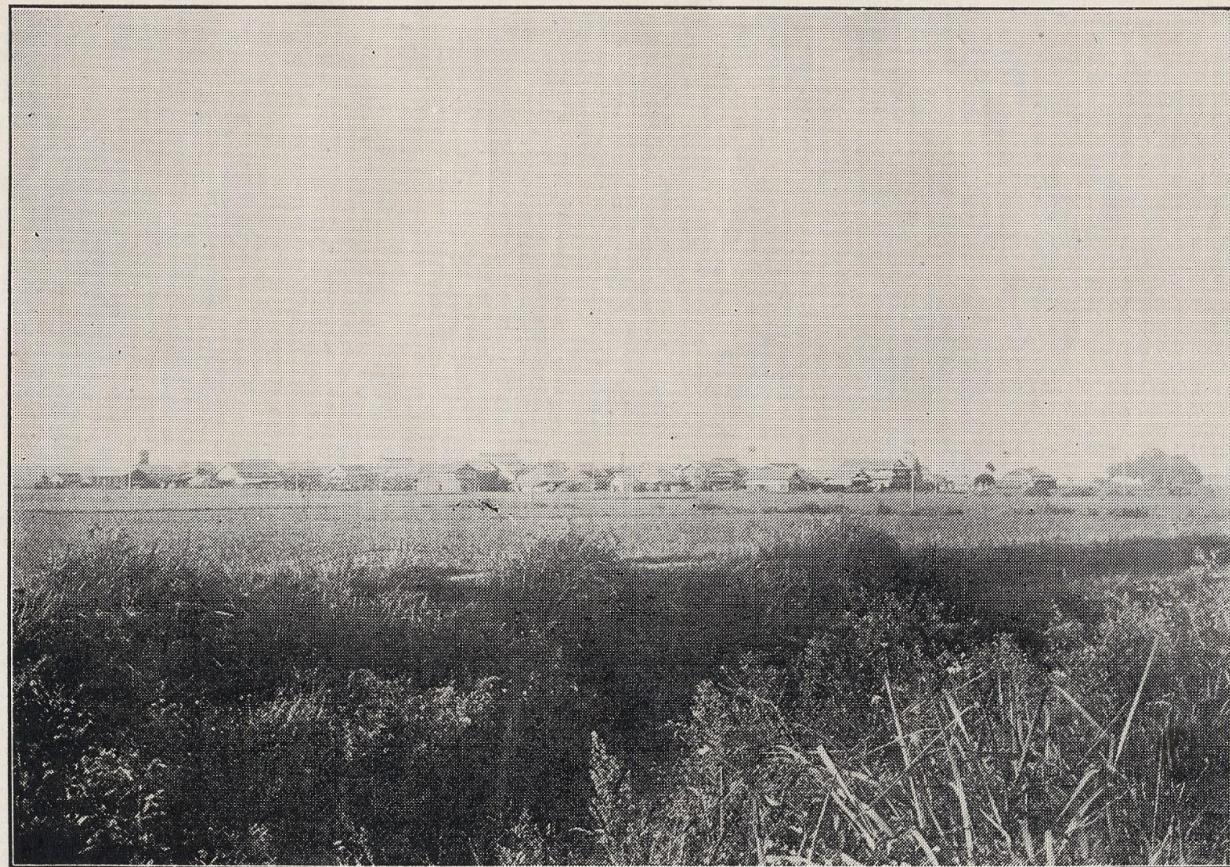
村社柳森神社正面の光景



向つて右より

神殿建築委員 氏子總代員	石原利右衛門
神殿建築委員	越智増太郎
神殿建築委員	石原秀藏
神殿建築委員 氏子總代員	石原勝太郎
神殿建築委員	一色儀三郎
神社基本財產 整理委員	秋川耕平
神殿建築委員	石原清造
神殿建築委員 氏子總代員	秋川龟藏

愛媛県周桑郡生王町明川新川筋りより觀望の景光



柳森神社築新社殿斜側面觀望の景光

建築委員兼總代

秋川龜藏

石原秀藏

石原清造

建築委員兼總代

一色儀三郎

一色耕平 越智増太郎

建築委員兼總代  
石原勝次



(影撮テニ前宅平耕色一) 員委築建殿神社神森柳社村

# 素盞鳴尊武健の一端

(前)

素盞鳴尊天より降り出雲の國簸の川上に到る時に啼哭の聲あるを聞く故に聲を尋ねて往き覧れば一老公ご老婆ごが中間に一人の少女を撫で而して哭く素盞鳴尊問ひて曰く汝等誰そ何の爲めにかく哭くや對て曰く我は國神なり號は脚摩乳我妻の號は手摩乳此の童女は是れ吾兒なり號は奇稻田姫哭く所以のものは往時に吾兒八箇の少女あり年毎に八岐の蛇の爲めに呑まれん今此の少女をも呑まれんこす免脫ん由もなし故に衷傷しこ告く素盞鳴尊敕して曰く若然らは汝當に女を以て吾に奉せん耶對て曰く敕のまゝに奉らんこ素盞鳴の尊は立所に奇稻田姫ご化り湯津の爪櫛を爲り而して御髻に捶したまひ乃ち脚摩乳手摩乳をして八醜の酒を釀し併せて假廄八間を作り各の一口の槽を置いて而して酒を盛り以て之を待つ期に至り果して大蛇あり頭尾各八岐あり眼は赤酸醬の如し松柏背に生ひて八丘八谷の間に蔓延し頭各一槽に酒を得るに至る酒を呑んで醉ひ睡る時に素盞鳴尊は乃ち帶ふ所の十握の劍を抜ひて其大蛇を寸斷し尾に至つて劍の刃は少し缺けん其尾を割裂して之を視れば中に一劍ありたり此れが所謂草薙の劍なり素盞鳴尊曰く是れ神劍なり吾いかんそ敢て私に以て安んじ玉わんやご乃ち天神に上獻る而して後行き將婚之處を覧む

遂に出雲の清地に到り乃ち言曰吾心清清し彼處に宮を建て時に素盞鳴尊歌ひ玉ひて曰く「夜旬茂多菟伊都毛夜霸餓岐菟磨語昧爾夜霸餓枳菟俱盧贈廻夜霸餓岐廻」ご乃ち相與に遘合し而して兒大己貴神を生む因て敕して曰く吾兒の宮の首は即ち脚摩乳手摩乳なり故に號を二神に賜ふて稻田の宮主の神ご云ふ已にして素盞鳴尊遂に根の國に就かしめん大蛇を寸斷せし劍を號けて蛇の龐正ご云ふ今石の上にあり草薙の劍は尾張國吾湯市村に在ます即ち熱田祝部掌る所の神是なりご日本書記卷の第一神代の上にあり

# 村社柳森神社々記

## 第一章 緒論

自己を明にせんと欲せば其父母にしかず。一家の系統を知悉せんとせば祖先に溯究するを要す。吾人群居集團して部落を爲し法治の町村を作り共存共榮の生活を營むもの之を自治體と爲す。而して其集團たる部落又は町村か何れの時代に於て如何なる動機に依て之を創造せしを知らんと欲するは吾人の至情なり。希望なりとす。

神社在り其神靈を奉祀する所感と創始時代を明鬯にし而して後其尊崇すべき靈驗と奉祀すべき原由を闡明し。其真相を自覺諒解し以て彌々敬虔の意を傾け奉祀すべきものなりと之を否らすして崇始の因由も不明神靈の何たるをも極めずして漫然として信するもの之を迷信と言ひ盲信と稱し誤信とも言ふのである。今や帝國の大勢を察するに。時代思潮は頗る混亂し。新舊思想は交錯を極め民衆は其歸響する所を迷ひ。危險思想は釀生し機勢漸く急激の時に當り。國民精神の基準を知り國民道德の振興を圖り人心の浮動を靜め疑惑を一掃し。辛竦不正の邪惡と煽動を排除し。國體に副ふ健全なる思想を好愛せんと欲せば。神其靈に信仰し尊崇し以て所信を鞏固ならしむるにありと信するものなり。

故に柳森神社の創始と神靈の何物たるかを多衆が知悉するは最も必要の事と思考し。  
神社の真相を明確に諒解を與へんとす。

## 第二章 明理川の起源及其時代

古昔舊桑村郡は異川の郷籠田の郷、吉岡の郷、津宮の郷、御井の郷、と稱し此五ヶ村の外なかりとなり。而して異川とは入川 篠田とは古田 吉岡とは上市 津宮とは宮之内 御井とは楠を云ふ。其後多くの年所を経て人口繁殖し廿餘の町村(今の部落)となる。

現在の大明神川が開通せざる時河之内山の溪谷より沿々流下する水は、象が森の山麓を廻り佐々久山の西に流れ。一定の堤防なく水勢は低きを逐ふて漫流し其所此所に水勢土砂を卷て寄洲は小山状を爲し。川なし川又は小島川と稱するに至れり。

一方相の山南東より北に流る、兩川が合流する所となる。此所を出合と云ふ此の滂湃たる兩川合流の鋭き水勢なるに現在の新川下流たる水道附替さる時流下する全部異川の呑む所たり加之ならず満潮時に際して逆潮と衝突し特に大明神川開通なき其水の全部が異川の郷に氾濫暴溢し。時に治水の防備なき蒙昧の時代民人の被害と驚怖は察知すべきなり。異川郷は戎の本附近を中心居住せしも水難毎に被害は異川郷に限る時人異川と云

ふ村名を懼恐れて入川と改稱しにふ川と唱へしも尙折々洪水高潮川に溢れ人家を崩流する事頗々たり。茲に於て人々思ひくに其所彼所と住居を移轉するに至る潮水の難を免かれたる土地を圓海地と云ふ全く寺ありて村名とせしにあらず村ありて寺の名後に定る又往古より此所に波周敷大明神と稱する恭しくも神明まします。其明い神の前に流るゝ川の上みに居宅を構へ一ツの里となりしにより社号の文字を象りて明理川と稱し明理川より北に方りて土地の高き所に逆行きて住居を占めた之を北代と云ふ。

尙川尻に水難多ければ入川と書く文字を又忌み嫌ひて丹の字は赤しこ讀む故に火にして水難をかわすふせぐ事を生ずるこ云ふ意味を以て丹生川と書て同にふ川と唱へしなり其後に至りて天照皇大神の御妹岡象女命を丹生の川上の神社と崇め奉るなり其御社號に村名の文字を附するは支障ありとし。伊勢の長官より御奉圖あり文和元年(五百七十五年まで)壬の年なれば丹の字を除き壬と云ふ字に替へて壬生川と改稱して現代に至る。而して壬生川の起源を溯舊するも不明なれども源平時代河野通信の臣出雲坊宗賢と云ふ勇士の孫の住したる古跡にして。宗賢の子孫桑原遠江守弘兼は河野通堯に從ひ九州に行き西征將軍の宮に謁し歸りて伊豫を回收し。其後桑原刑部少輔同石京亮等之に居住し。桑原宗賢は黒川氏と戰ひし人なり。又桑原三郎左衛門同遠江守等あり桑原を改めて壬生川氏を

稱す。壬生川攝津守は最後の城主なり。壬生川の記事は町史編纂の機に譲り之を擋き。單に源平の勝敗定り安徳帝入水元暦二年より大正十五年まで七百四十二年を経過したり而して壬生川の起源は其幾百年前の古き事は推想するに難からず

### 第三章 村社柳森神社創始

村社柳森神社は愛媛縣周桑郡壬生川町大字明理川字天皇七十九番地にあり其祭神は左の通り

一村社 柳森神社 舊號 牛頭天皇官

祭神 素盞男尊  
稻田姫命

一無格社 天満宮 舊號 明理天満宮

祭神 菅原道實神靈

明理川天満宮として特別の古書を見すこ雖も壬生川綱敷天満宮の由緒に依れば左の通りにして明理川天満宮は其後ならんご推想するも創始明ならず菅公筑紫に左遷されたるは延喜元年酉年にして大正十五年まで壹千廿五年なり

### 由緒

伊豫國桑村郡壬生川字天字木田社地に一字の小祠あり勸請年月日不詳往昔菅公筑紫に左遷し玉ふ時當國火燧灘にて暴風に遇ひ玉ふ時

風こそは波のはらをは賞たたえてさせれ

とがなき舟のうたるべきとは

かく詠じ給へは風雨漸く鎮まり又天幸を得玉い御舟を平砂に漕き寄せ玉ふ。今に字して御舟丁ミ云へり。天神木邊に大石あり此上に御冠を置き玉ひ、傍に綱を曲て暫時此上に座し玉ふ故に綱敷天満宮ミ稱す、方今井戸の上の現社地より十丁餘北方新川ミ北前ミ云ふ人家との間にあり、今に天神の木ミ字し古松あり、又梅グロミ塚の丁ミ云ふもあり。

右大石は今水田に埋れり、當社往後は神詠風こそはの三十一字を神靈ミ奉崇ミれミも、今存せず當今は中興作の御木像を安置奉りき。

# 村社柳森神社由緒

天正元年九月十七日（大正十五年まで）洪水あり籠田郷の舊社地崩壊して神像漂流し今之社地の異の柳木上に懸る、此地は古田明理川兩村界に屬する故に棄て祭祀せざること久しきに涉り、然るに明理川の人山路某の屋上に白幣降る村民感應祠を此地に建て一二神の像を安置し崇敬し、靈驗顯著にして疫病消除の神となし、毎年正月朔日より同七日に至るまで衆庶群參す

## 一拜殿新築

明治十三年

建築費既往に屬し詳細は不明 一般寄附金を以て充當す

奥行十四尺四寸 前十一尺四寸 後十二尺 柱高壹丈

## 一神殿新築

從前の建物古損し一般信者の寄附金を以て木造銅板葺に新築す

神殿拜殿間左右石造玉垣新造

時大正十二年 建築費 五千五十四圓四拾錢

本社神殿及玉垣建造に付ては寄附募集に出張は本部落各人の努力せし其勞は多々するも中に就き左記の者は終始一貫建築委員として建築一切の任務を處理し完結せしめたる者なり

石原秀藏 一色儀三郎 石原利右衛門  
越智増太郎 山路卯吉 秋川卯七  
越智竹次 石原勝次 秋川龜藏

## 神殿建築當時明理川者左の通

石原和太郎 山路卯吉 秋川卯七  
秋川覺次 石原清造 秋川辰吉  
秋川喜六 石原隆助 一色辰吉  
近藤彌十郎 高橋輝丑 一色吉  
石原利右衛門 瀬良助 一色藏  
石原利右衛門 越智幸藏 一色廣助  
石原利右衛門 越智幸藏 一色廣助  
石原利右衛門 石原長平 越智松太郎  
石原利右衛門 石原丹治 一色清太郎  
石原利右衛門 石原長治 一色清太郎  
越智重太郎 一色和三郎 秋川政太郎

近 藤 實 太 郎  
近 藤 豊 太 郎  
近 藤 源 太 郎  
近 藤 稔 太 郎  
秋 川 高 治 郎  
一 色 藤 甚 太 郎  
一 色 藤 松 吉  
一 色 藤 高 治 郎  
一 色 藤 增 太 郎  
越 智 鶴 德 藏  
越 智 鶴 德 藏  
一 色 黒 川 團 三 郎  
一 色 黒 川 團 三 郎  
一 色 黒 川 團 三 郎  
一 色 黒 川 團 三 郎

#### 第四章 登錄基本財產

左記土地は明理川所有を既に柳森神社に寄附し尙村田惣助名義を當該官廳の許可を得て  
一切舉て柳森神社尙外壹筆は一色耕平より大阪住友合資會社に依頼の上買收した。而し  
て大正十五年七月廿八日付申請同年八月二十日愛媛縣廳神社財產臺帳に登錄済のもの左  
記の通り

柳森神社所有地

大正十二年一色耕平斡旋ニ  
ヨリ住友合資會社ヨリ買收  
明理川所有ヲ部落協議ノ上  
村田惣助名義ヲ許可ノ上更  
寄附

## 第五章 結

### 論

以上記述之明理川の起源ミ村社柳森神社の創始を明確にし尙進んで本社の維持を鞏固ならしめん爲め本部落民一同協議の上部落有其他土地を整理し若くは買收し郡長より收得の許可を受け本社基本財産ミして所有權移轉の登記手續を了し大正十五年七月廿八日付を以て神社財產ミして愛媛縣廳神社財產臺帳に登錄の申請書を提出し同年八月二十日付登錄済の通知を受け茲に全く手續完結せしにつき後年の参考に供す。

將來該社の神職たり總代ミして其任に方る者は神社の沿革財產の異動神職並に總代の更迭其他必要の出來事を記錄し以て既往を知り進んで將來の計畫資料ミし財產の増加に努め敬虔の誠意を盡し益々神社の尊嚴ミ萬代不易の國體を體得し健全なる思想に信仰も以て一般信者の幸福ならん事を望み今や整理の任を結了するに際し感興の一端を記錄するこ<sub>ミ</sub>斯の如し

大正十五年九月二十日

一 色 耕 平 識